

第二種電気工事士免状交付申請について

1 申請者の要件

次の要件のいずれかを満たし、かつ、住所地在が栃木県の区域内にある方

- ・ 第二種電気工事士試験に合格していること
- ・ 経済産業大臣が指定する養成施設において経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了していること

2 必要書類及び注意事項

(1) 第二種電気工事士免状交付申請書

(2) 第二種電気工事士試験結果通知書又は第二種電気工事士養成施設の修了証明書

第二種電気工事士試験結果通知書は、(財)電気技術者試験センターからのはがきの原本です。紛失した場合は、同センター（電話03-3552-7691）に再交付してもらってください。

(3) 住民票1通

発行から3か月以内のものです。

ただし、申請書に住民票コードを記入すれば不要です。

(4) 写真2枚

撮影から6か月以内のものを、縦4cm×横3cmの大きさに切り、裏面に氏名を記入してください。ポラロイドは不可です。

(5) 手数料

栃木県収入証紙5, 200円分を申請書に貼付し、消印はしないでください。

栃木県収入証紙は足利銀行のほか申請書提出先の栃木県電気工事業工業組合でも販売しています。収入印紙とは異なりますので、間違えないようにしてください。

3 提出方法・提出先

郵送（簡易書留）又は持参

〒320-0056 宇都宮市戸祭4-14-31 栃木県電気工事業工業組合

持参の場合は、土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く日の8:30～17:15

4 免状の交付

申請書の受理から免状の交付までには、最長で1か月程度を要します。提出書類の不足、記入漏れなどがある場合は、さらに期間を要しますので、提出前に十分に確認をお願いします。

免状は、簡易書留郵便でお送りします。

栃木県電気工事業工業組合

〒320-0056

宇都宮市戸祭4-14-31

電話 028-622-1931

FAX 028-622-1934

E-mail totiden-jimukyokucho@totiden.jp